

平成29年度

労働行政のあらまし



厚生労働省三重労働局
労働基準監督署・ハローワーク

URL <http://mie-roudoukyokujsite.mhlw.go.jp/>

この冊子は、三重労働局の平成29年度の重点施策と業務のあらましを説明したものです。

(目次)

三重労働局行政運営の基本方針	2
平成29年度の重点施策	3
雇用環境・均等担当部署の重点施策	4
労働基準担当部署の重点施策	6
職業安定担当部署の重点施策	8
労働保険適用徴収担当部署の重点施策	10
障害者雇用率改善プラン2017	10
三重労働局の組織と業務内容	11
労働基準監督署の所在地	12
ハローワーク・関連施設の所在地	13
助成金のご案内	14
関係機関のご案内	15

平成29年度 三重労働局行政運営の基本方針

1 情勢と課題

三重県内の景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに回復している。個人消費は衣料品などで弱さがみられるものの、全体では緩やかに持ち直しているほか、生産は電子部品・デバイスを中心に緩やかに持ち直し、雇用情勢は引き続き改善している。一方、少子高齢化が今後一層進展し、それに伴う就業者数の大幅な減少は、企業経営上大きな課題となるとともに、地域経済の活性化や地方創生の観点からもマイナスの影響が懸念される。

このため、①希望を生み出す強い経済、②夢をつむぐ子育て支援、③安心につながる社会保障の高三本の矢にしっかり取り組み、一億総活躍社会を実現することが求められている。働き方改革の推進により多様な人材がその能力を十分発揮できる雇用環境を整備するため、労働行政の果たすべき役割は大きい。

2 基本方針

三重労働局では「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上」と「女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画」を行政運営の基本方針とし、総合労働行政機関として、次の取組を行うこととする。

また、これらの施策を実施するに当たっては、労働局関係部署が連携を図り、労働基準監督署及び公共職業安定所が一体となって機動的かつ的確な対応を図るとともに、三重県をはじめ、地方自治体、労使団体、その他広く地域の関係者と連携を密にしたうえで、適切かつ効率的な行政運営に努めるものとする。

(1) 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上」

「働き方改革」の推進において、長時間労働の是正やワークライフ・バランスの実現を目指した取組と併せて、非正規雇用労働者の均等・均衡待遇の確保のための取組を行うこととする。

今後、最低賃金の引き上げに向けて、中小企業等への生産性の向上のための支援を図るとともに、人材の確保に向けてハローワーク等におけるマッチング機能の強化を図る。

また、職場におけるメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策等の実施を促し、安全で健康に働くことができる職場づくりを推進するとともに、職業訓練や助成金制度等の活用により企業の人材育成・能力開発の取組を促進する。

(2) 「女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画」

女性、若者、高齢者、障害者等がそれぞれの希望に応じた働き方で能力を発揮することができるよう、誰もが働きやすい雇用環境の整備に取り組むこととする。

職場における女性の活躍推進のため、企業におけるポジティブ・アクションの取組を促進するとともに、若者が働きやすい企業であることを示すユース・エール認定制度の普及を図りつつ、若者の就職支援に取り組む。

また、高齢者や障害者等が意欲と能力に応じた働き方ができるよう、就業機会の確保に向けた取組を推進する。

平成29年度の重点施策

雇用環境・均等担当部署

- 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた対策を進めます。
- 仕事と家庭の両立支援と女性の活躍促進を図ります。
- 非正規労働者の待遇改善に向けた取組を進めます。
- 総合的ハラスメント防止対策の実施を進めます。
- 労働条件の確保・改善対策を進めます。



働き方改革セミナー

労働基準担当部署

- 働き過ぎ防止に向けた取組の推進及び労働条件の確保と改善を図ります。
- 働く人が安全で健康に働くことができる職場づくりを進めます。
- 最低賃金制度の適切な運営に努めます。
- 労働災害による補償を迅速・適正に行います。



局長安全パトロール

職業安定担当部署

- 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングを進めます。
- 若年者や障害者、高齢者の雇用対策を進めます。
- 職業訓練を通じた人材育成を進めます。
- 派遣労働者や非正規雇用の方々の対策を進めます。



若者応援就活フェア

労働保険適用徴収担当部署

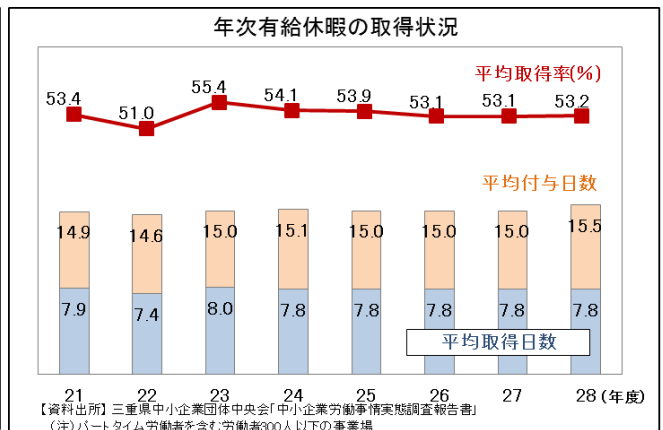
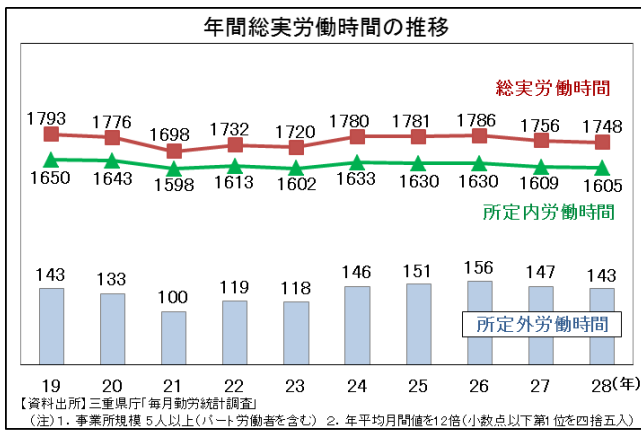
- 労働保険の未手続事業一掃対策を進めます。
- 労働保険料等の収納率の向上に努めます。

雇用環境・均等担当部署の重点施策

■働き方改革とワーク・ライフ・バランスの実現

平成28年度に構築した『三重労働局働き方改革推進システム』の円滑な運用を図り、県内における働き方改革に係る機運の醸成を図り、総合的に働き方改革を推進します。

企業トップの意識改革を進めるため、個々の企業に対し積極的に啓発するとともに、それぞれの企業の実態に合わせた具体的な改善策を提案します。また、三重県や労使団体、関係機関等と連携し「働き方改革セミナー」を開催する等により、広く一般に取組の意義・目的や具体的な対策の浸透を図ります。



■仕事と家庭の両立支援と女性の活躍促進

育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が平成29年1月1日から改正施行され、仕事と育児・介護の両立を図るための制度が拡充されたことから、両法の履行確保を図るため、計画的な企業指導を実施します。

また、職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者がその意欲や能力を発揮し、充実した職業生活を送れるよう、企業が積極的にポジティブ・アクションに取り組むよう支援します。

常用労働者数300人以下の努力義務企業が、積極的に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、計画に基づいて取組を進めるよう相談対応や助成金の活用促進を図ります。



くるみん



プラチナくるみん



えるぼし

■非正規雇用対策の推進

有期雇用を更新し通算5年を経過した場合に、無期契約に転換できる「無期転換ルール」が平成30年4月以降に初めて適用となることから、労使双方に対し制度の周知徹底を図るとともに、企業に対し無期転換ルールの対応に向けた取組を促し、「多様な正社員制度」の普及を支援します。

非正規労働者の待遇改善、均衡処遇の実現に向けて、新たに「非正規労働者雇用改善センター」を設置し、企業からの相談に対応するとともに、セミナーの開催やキャリアアップ助成金の活用などにより、企業の具体的な取組を支援します。

また、パートタイム労働法に定める正社員とパートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保措置や正社員転換措置の履行確保を図ります。

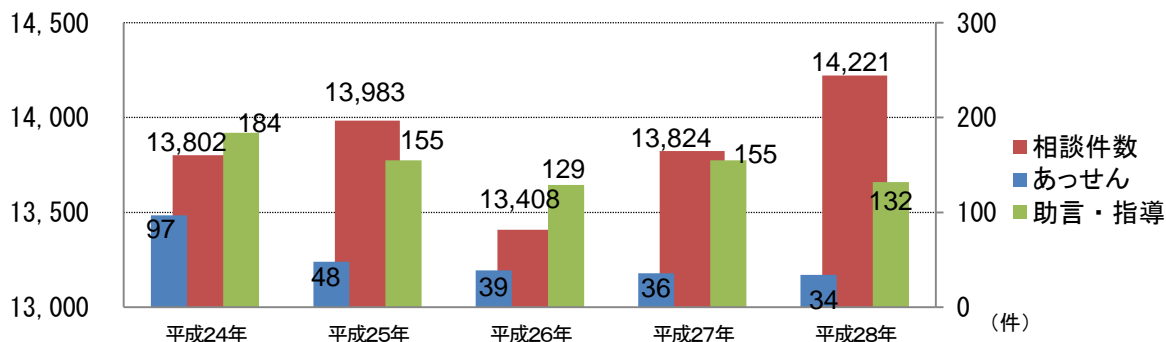
■総合的ハラスメント対策

平成29年1月1日から、「いわゆるマタニティハラスメント対策」を講じることが事業主に義務付けられたことから法の履行確保を図り、企業における総合的ハラスメント防止対策の実施を促進します。

全国ハラスメント撲滅キャラバン活動の一環として、人事担当者や現場の管理職向けのセミナーを開催し、取組を支援します。

総合労働相談コーナーには、「職場のいじめ・嫌がらせ」を始め労使間のトラブルに関する相談が多く寄せられているため、個別紛争解決促進法に基づく助言・指導、あっせん制度の適切な運用により、労使間の紛争の円滑な解決に努めます。

個別労働紛争制度の利用状況



■労働条件の確保・改善対策の推進

大学や地方公共団体の教育委員会等と連携し、学生等に対する労働法制の周知を図るとともに、学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組を行います。

また、三重県医師会と連携し、医療業に従事する労働者の雇用環境の改善に向けた啓発を行います。

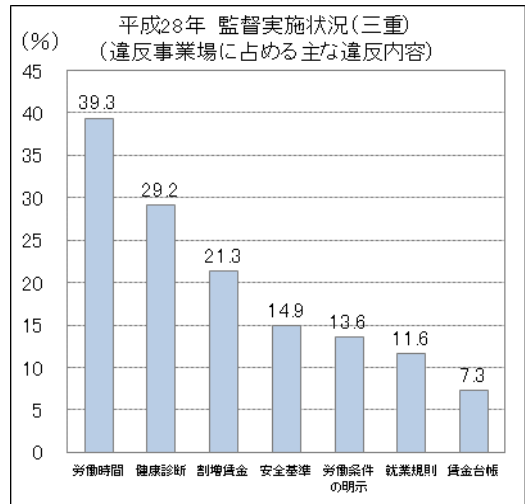
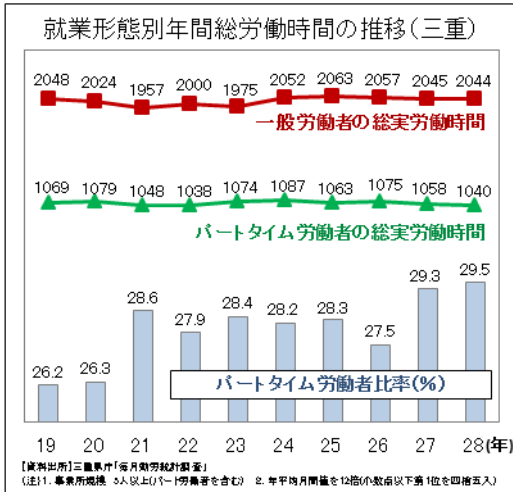
労働基準担当部署の重点施策

■働き過ぎ防止に向けた取組の推進、労働条件の確保・改善対策

過重労働による健康障害を防止するため、労働基準法の遵守徹底を図るとともに、特に、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対して、引き続き監督指導を徹底します。

また、11月を「過重労働解消キャンペーン（仮称）」期間とし、長時間労働抑制等に向けた集中的な啓発活動を行います。

本年1月策定の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・徹底を図ります。



■最低賃金制度の適切な運営

最低賃金の適正な改定を行い、その周知と履行確保を図ります。

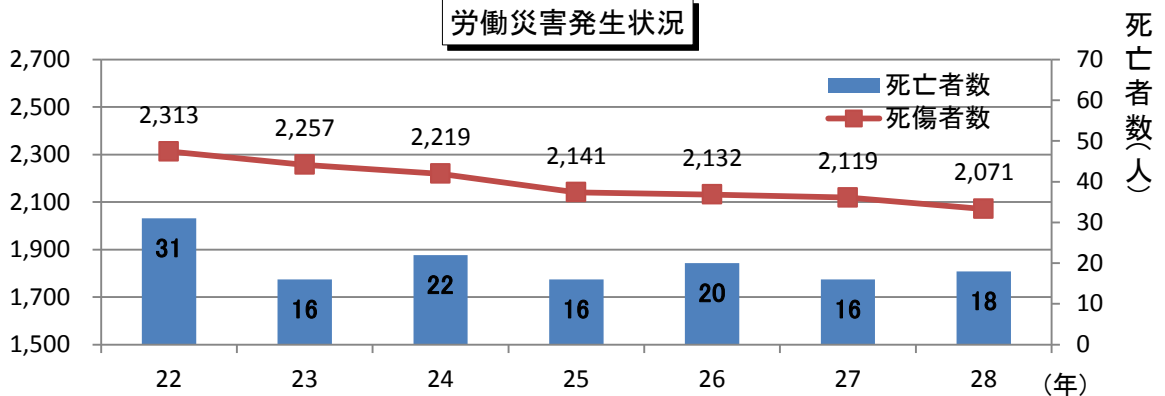
最低賃金の名称		金額	効力発生日
三重	県最低賃金	時間額 795円	平成28年10月1日
特定 (産業別)	ガラス・同製品製造業	時間額 844円	平成28年12月22日
	電線・ケーブル製造業	時間額 864円	
	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	時間額 843円	平成27年12月20日
	電気機械器具製造業(略称)	時間額 850円	平成28年12月22日
	輸送用機械器具製造業(略称)	時間額 885円	
最低賃金	銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業	日額 5,907円	平成10年12月15日
		県最賃 795円	平成28年10月1日
	一般機械器具製造業	県最賃 795円	平成28年10月1日

■労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

三重労働局の平成29年における目標

- 1 死亡災害の件数を昨年以下とすること
- 2 休業4日以上之死傷者数を平成24年と比較して15%以上減少させること

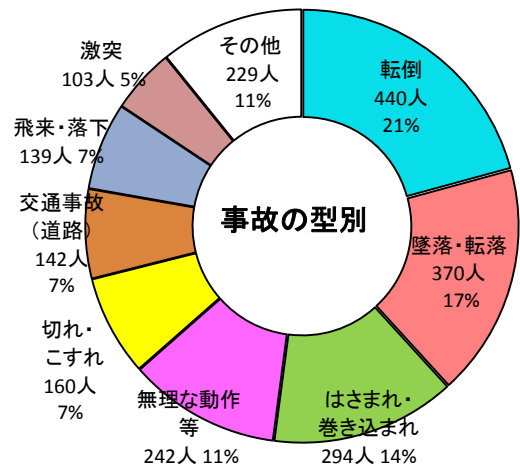
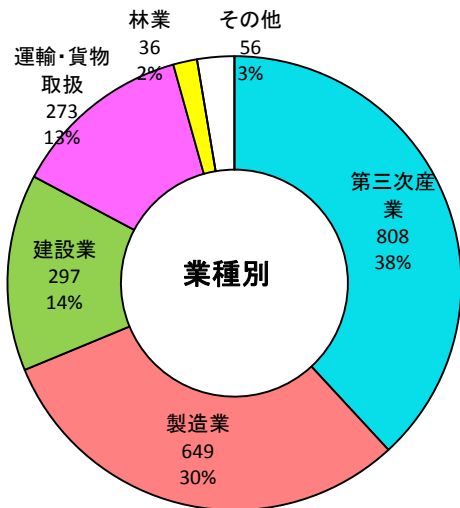
第12次労働災害防止計画の最終年であり、目標達成に向け、事業場における各種安全衛生対策の取組を積極的に推進し、リスクアセスメントをはじめとする自主的な安全衛生活動の一層の定着を図ります。



労働災害を減少させるための業種横断的な取組として、引き続き、第三次産業を中心に「STOP！転倒災害プロジェクト」を実施します。

墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害や爆発・火災災害など重篤度の高い災害の防止対策を推進するため、陸上貨物運送事業、建設業、製造業を重点業種として、労働災害を減少させるための取組を行います。

平成28年 業種別休業4日以上労働災害発生状況（2,071人）



治療と仕事の両立支援を推進するため、あらゆる機会を捉え、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知を図ります。

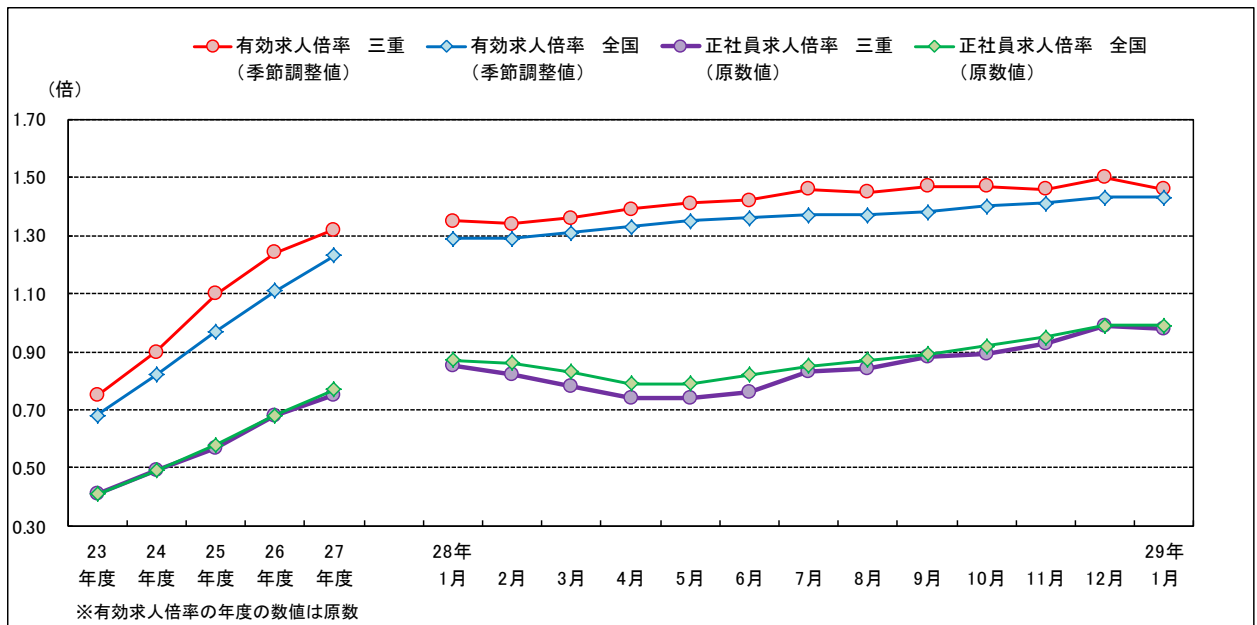
ストレスチェック制度と化学物質のリスクアセスメントについて、更なる取組の促進を図ります。

職業安定担当部署の重点施策

■職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

雇用情勢改善のタイミングを捉え、正社員の就職支援を積極的に推進するため、正社員求人をはじめ、充足に重点を置いた求人開拓に努めるとともに、担当者制・予約制による職業相談の実施、応募書類の作成指導、求人充足会議による求人の早期充足など、積極的・能動的マッチングによる求職者・求人者サービスの充実を図ります。

また、求人内容の正確性、適法性を確保するとともに、求人内容と実態とが相違する問題については、迅速な事実確認と必要な指導を行います。



■若年者の雇用対策

学校との連携の下、学卒ジョブサポーターにより、新規学校卒業予定者・既卒未就職者に対する就職支援、職場定着支援を行います。

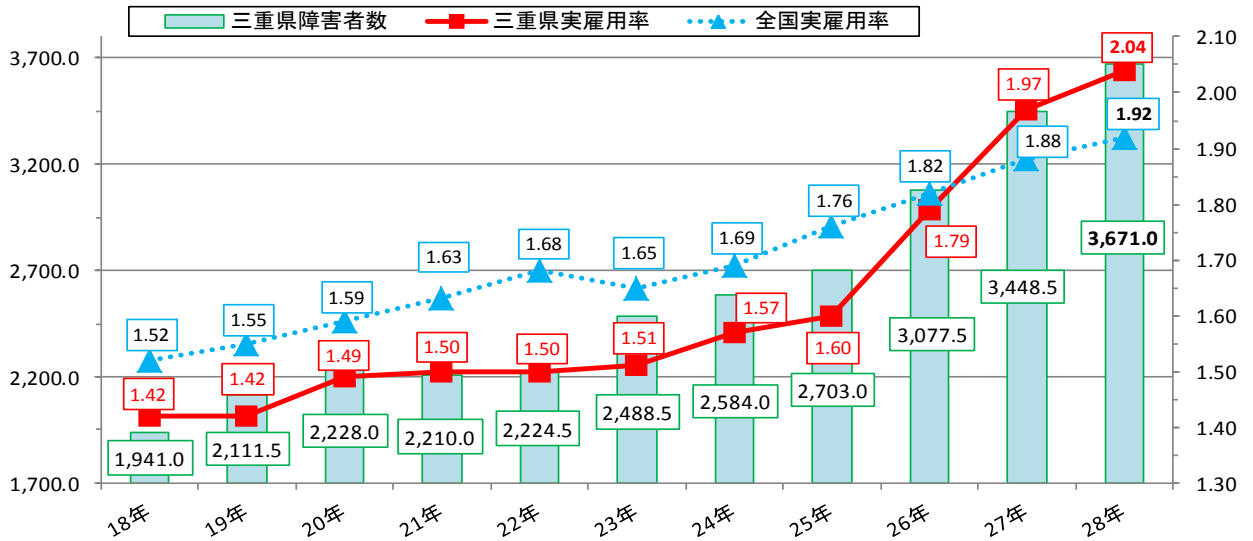
また、若者雇用促進法の周知を図ると共に、同法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）や積極的に若者を採用・育成する「若者応援宣言企業」を若年者へ情報提供します。



■障害者の雇用対策

障害者雇用率未達成の民間企業及び公的機関に対する雇用率達成指導を行うとともに、個々の企業が抱えている課題に合わせ、関係機関と連携した支援を行います。また、平成30年4月「精神障害者の雇用義務化」に関する周知・啓発を実施します。

障害者の雇用状況(各年6月1日)



■高年齢者の雇用対策

生涯現役社会の実現に向け、65歳以上定年及び希望者全員65歳超継続雇用制度導入企業等の普及に向け、企業に対する相談・援助や支援の充実を図ります。

また、就職が困難な高年齢求職者に対する生涯現役支援窓口を、四日市・津のハローワークに開設し、就労支援チームによる就労支援を実施します。

■職業訓練を活用した就職支援・能力開発

職業訓練が必要な方に対し、公共職業訓練・求職者支援訓練の受講機会を提供し、訓練終了後は早期に就職できるよう支援します。

■派遣元事業所及び派遣先事業所に対する指導監督等

労働者派遣事業等に関する法制度の周知、関係事業主への指導監督、許可申請・届出の処理及び事業報告の徴取等を厳正かつ効果的に実施します。

また、派遣労働者の雇用の安定を図るため、派遣労働者の労働条件・待遇の確保、派遣労働者への段階的かつ体系的な教育訓練制度の整備、派遣終了後の雇用を継続させるための雇用安定措置の適正実施などについて、関係事業主に対し啓発指導を行います。

■非正規労働者への対策

各種セミナー等の開催、トライアル雇用や求職者支援制度、若者応援宣言企業の活用などにより、正社員就職に向け希望者一人一人に応じた支援を行います。

また、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを進めるため、「キャリアアップ助成金、キャリアアップに関するガイドライン」を周知し、事業主の実状に応じた相談支援を行います。

労働保険適用徴収担当部署の重点施策

■労働保険制度の適正な運営

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業場の一掃や、労働保険料の適正な徴収を行います。

■労働保険の未手続事業一掃対策

労働保険への加入については、労働保険の適用対象であるにもかかわらず保険関係成立の手続きがなされていない事業場が存在するため、加入勧奨を行います。

■労働保険料等の収納率の向上

労働保険料等の収納率向上のため、効率的かつ効果的な滞納整理及び滞納処分を行います。

障がい者雇用推進プラン 2017

～三重県の障害者雇用率向上のための取組について～

三重労働局と三重県は、障がい者雇用の更なる進展を目指して、平成 29 年 6 月 1 日現在の民間企業における障害者実雇用率が 2.25%、達成企業割合が 62.0%となることを目標に、三重県雇用対策協定に基づき、より一層連携して次の取組を行います。

1 三重労働局と三重県との連携強化による取組

(1) 県民総参加による障がい者雇用の推進

- 三重労働局と三重県は、「みえ県民カビジョン」第二次行動計画及び「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、「三重県障がい者雇用推進協議会」において様々な意見をいただきながら、県民、企業、労働、福祉、教育等多様な分野の関係者と連携し、ステップアップカフェ「Cotti 菜」の活用など障がい者雇用に関する理解を深める取組を進め、障がい者雇用を促進します。

(2) 県内企業に対する雇用支援等の強化

- 三重労働局と三重県は、「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」を活用し、障がい者就職面接会等の雇用支援や職場定着支援、人材育成支援、企業間の情報交流など、連携した取組を強化します。
- 三重労働局と三重県は、企業の意思決定を促すために、好事例を紹介するセミナーの開催や、製造業等の障害者実雇用率が全国平均を下回っている業種への働きかけなど、より一層の意識醸成を図ります。

2 三重労働局とハローワークの取組

(1) 三重労働局とハローワークの雇用率達成指導の強化

三重労働局とハローワークは、全ての雇用率未達成企業に対して、法的雇用の責務に関する指導を実施すると共に、職務再設計や三二面接会の開催等、採用に向けた提案を行い、より多くの企業が早期に法定雇用率を達成できるよう支援します。
特に、地域の主要企業等に対しては、県・市町と合同で訪問指導を行います。

(2) 職場定着支援の強化

ハローワークは、障がい者求人の開拓・確保、マッチングを推進すると共に、障がい者が職業生活に適應できるよう、障害者職業センターや地域の障害者就業・生活支援センター等と連携し、企業における採用から職場定着までをより積極的に支援します。
特に、平成 30 年 4 月 1 日の精神障がい者の雇用義務化を視野に入れ、精神障がい者の雇用に関する取組を強化します。

(3) 離職者の補充に関する雇用支援

ハローワークは、企業との連携を密にして、離職者が発生した場合の補充採用など継続して雇用数が維持できるよう支援します。

(4) 平成 30 年 4 月の法定雇用率改定に向けての対応

三重労働局とハローワークは、法定雇用率の改定に伴い雇用率が未達成となる見込みの企業に対して、障がい者採用計画の前倒し等、積極的な雇用に取り組むよう周知・啓発を行います。

(5) 三重労働局とハローワークは、平成 28 年 4 月施行の雇用の分野における障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務等について、様々な機会を通じて周知・啓発に努めると共に、障がい者からの相談・支援体制を整えます。

平成 28 年 12 月 13 日

三重労働局長 林 雅彦

三重県知事 鈴木 英敬

三重労働局の組織と業務内容

厚生労働省

三重労働局

労働基準監督署

公共職業安定所

三重労働局

〒514-8524 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎

総務部

総務課
☎059-226-2105

労働局全体の庶務・会計事務、情報公開の取次ぎや庁舎管理、国有財産の管理等

労働保険徴収室
☎059-226-2100

労働保険成立や保険料の決定・徴収に関する業務

雇用環境・均等室

☎059-261-2978(企画班)
☎059-226-2318・2110
(指導班)

労働局内の総合的な調整、働き方改革と女性の活躍の推進、男女の均等な機会及び待遇確保、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者の雇用管理改善、総合労働相談、各種助成金に関する業務等

労働基準部

監督課
☎059-226-2106

労働条件の確保・改善、事業場への監督指導の業務

賃金室
☎059-226-2108

最低賃金、家内労働に関する業務等

健康安全課
☎059-226-2107

労働災害の防止指導や特定機械の検査、免許証の交付業務等

労災補償課
☎059-226-2109

労災保険の給付、被災労働者の社会復帰促進の業務等

職業安定部

職業安定課
☎059-226-2305

職業紹介・職業指導、雇用保険事業に関する業務

職業対策課
☎059-226-2306

高齢者や障害者等の雇用対策、各種助成金に関する業務等

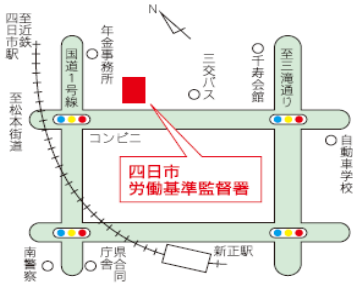
訓練室
☎059-261-2941

求職者支援制度、職業訓練全般、若年者雇用対策、生活保護受給者等の就労支援業務等

需給調整事業室
☎059-226-2165

労働者派遣や民間職業紹介に関する業務等

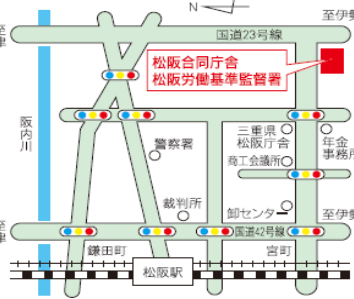
労働基準監督署の所在地



四日市労働基準監督署 ※

〒510-0064
四日市市新正2-5-23


電話 (059) 351-1661
FAX (059) 351-1660



松阪労働基準監督署 ※

〒515-0011
松阪市高町493-6 松阪合同庁舎3F

電話 (0598) 51-0015
FAX (0598) 51-9988



津労働基準監督署 ※

〒514-0002 津市島崎町327-2
津第二地方合同庁舎1F

電話 〰〰〰 労災課 059-227-1286
方面(監督) 059-227-1282 業務課 059-227-1281
安全衛生課 059-227-1284 F A X 059-227-1283



伊勢労働基準監督署 ※

〒516-0008
伊勢市船江1-12-16

電話 (0596) 28-2164
FAX (0596) 28-2166



伊賀労働基準監督署 ※

〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1507-3
伊賀上野地方合同庁舎

電話 (0595) 21-0802
FAX (0595) 21-2640



熊野労働基準監督署 ※

〒519-4324
熊野市井戸町672-3

電話 (0597) 85-2277
FAX (0597) 85-2422

※印の労働基準監督署内に総合労働相談コーナーが設置されています。

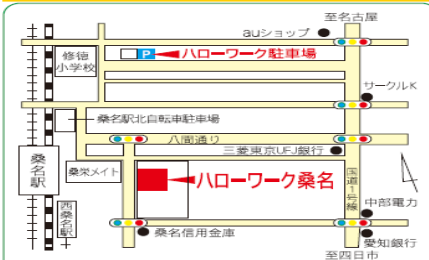
労働基準監督署の管轄

四日市労働基準監督署	四日市市・桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡・三重郡
松阪労働基準監督署	松阪市・多気郡
津労働基準監督署	津市・鈴鹿市・亀山市
伊勢労働基準監督署	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡
伊賀労働基準監督署	伊賀市・名張市
熊野労働基準監督署	熊野市・尾鷲市・北牟婁郡・南牟婁郡

ハローワークの管轄

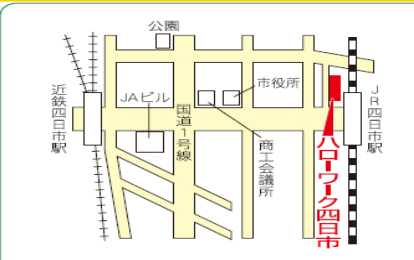
ハローワーク桑名	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡・三重郡のうち朝日町
ハローワーク四日市	四日市市・三重郡(朝日町を除く)
ハローワーク鈴鹿	鈴鹿市・亀山市
ハローワーク津	津市
ハローワーク松阪	松阪市・多気郡
ハローワーク伊勢	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡(大紀町錦を除く)
ハローワーク伊賀	伊賀市・名張市
ハローワーク尾鷲	尾鷲市・北牟婁郡・度会郡のうち大紀町錦
ハローワーク熊野	熊野市・南牟婁郡

ハローワーク・関連施設の所在地



ハローワーク 桑名

〒511-0078
桑名市桑名町1-2 サンファーレ北館1階
電話 / 0594 (22) 5141
FAX / 0594 (23) 2604



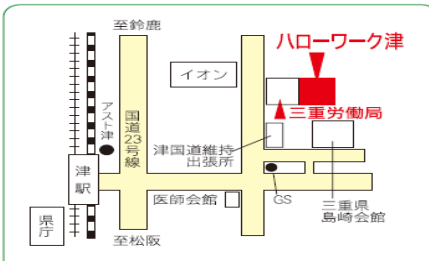
ハローワーク 四日市

〒5100093
四日市市本町3-95
電話 / 059 (353) 5566
FAX / 059 (354) 1921・(353) 7744
(JR四日市駅より徒歩1分・近鉄四日市駅より徒歩15分)



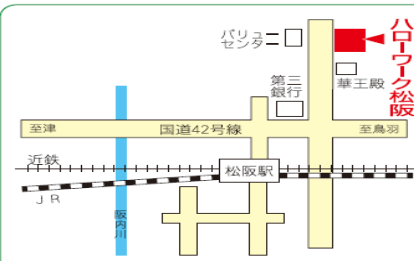
ハローワーク 鈴鹿

〒513-8609
鈴鹿市神戸9-13-3
電話 / 059 (382) 8609
FAX / 059 (383) 5594・(383) 5619
(近鉄鈴鹿市駅より徒歩3分)



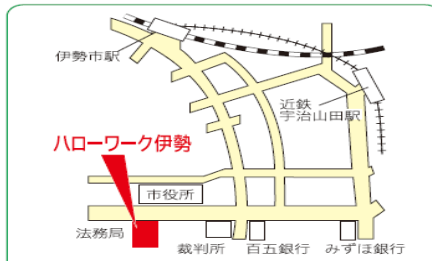
ハローワーク 津

福祉重点安定所
〒514-8521
津市島崎町327-1
電話 / 059 (228) 9161
FAX / 059 (223) 2395
(津駅より徒歩15分)



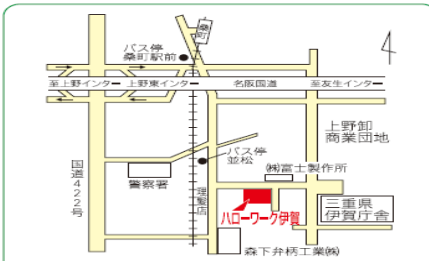
ハローワーク 松阪

〒515-8509
松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1F
電話 / 0598 (51) 0860
FAX / 0598 (50) 4186
(松阪駅より徒歩20分)



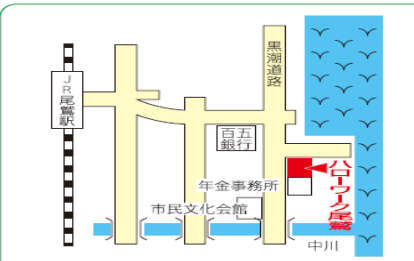
ハローワーク 伊勢

〒516-8543
伊勢市岡本1-1-17
電話 / 0596 (27) 8609
FAX / 0596 (27) 1384
(伊勢市駅より徒歩8分・近鉄宇治山田駅より7分)



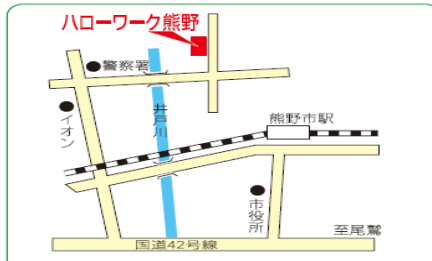
ハローワーク 伊賀

〒518-0823
伊賀市四十九町3074-2
電話 / 0595 (21) 3221
FAX / 0595 (24) 2989・(24) 3067
(桑町駅より徒歩10分)



ハローワーク 尾鷲

〒519-3612
尾鷲市林町2-35
電話 / 0597 (22) 0327
FAX / 0597 (23) 2664
(尾鷲駅より徒歩20分
尾鷲駅よりバス「安定所前」下車)



ハローワーク 熊野

〒519-4324
熊野市井戸町赤坂739-3
電話 / 0597 (89) 5351
FAX / 0597 (89) 5369
(熊野市駅より徒歩10分)

ハローワークの管轄区域は前ページ

名称	郵便番号・所在地	電話番号・FAX番号
わかものハローワークみえ	〒510-0073 四日市市西浜田町12-13	TEL 059-325-7000 FAX 059-353-8610
マザーズコーナー四日市	〒510-0093 四日市市本町9-8 本町プラザビル5F	TEL 059-359-1710 FAX 059-355-6736
みえ新卒応援ハローワーク	〒514-0009 津市羽所町700 アスト津3F	TEL 059-229-9591 FAX 059-222-3301
志摩市ふるさとハローワーク	〒517-0501 志摩市阿児町鵜方3098-9	TEL 0599-46-0986 FAX 0599-46-0987
ハローワークプラザ名張	〒518-0718 名張市丸之内79 名張市総合福祉センターふれあい1F	TEL 0595-63-0900 FAX 0595-63-0967

助成金のご案内

従業員の採用や雇用管理改善のためにご利用ください

どんな時？	助成金等の名称	問い合わせ先	TEL
若者、非正規社員を雇用したり、育成するとき	トライアル雇用奨励金	職業安定部職業対策課	059-226-2111
非正規社員の人材育成等	キャリアアップ助成金	職業安定部職業対策課	059-226-2111
中高年齢者を雇用するとき	高年齢者雇用開発特別奨励金 特定求職者雇用開発助成金	職業安定部職業対策課	059-226-2111
障害のある人を雇用するとき	障害者トライアル雇用奨励金 特定求職者雇用開発助成金 障害者初回雇用奨励金 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	職業安定部職業対策課	059-226-2111
母子家庭の母などを雇用するとき	特定求職者雇用開発助成金	職業安定部職業対策課	059-226-2111
雇用調整を行うとき	雇用調整助成金	職業安定部職業対策課	059-226-2111
雇用増の取組などを行うとき	地域雇用開発助成金 雇用促進税制	職業安定部職業対策課 職業安定部職業安定課	059-226-2111 059-226-2305
労働者の再就職支援、受入れ労働者への職業訓練を行うとき	労働移動支援助成金	職業安定部職業対策課	059-226-2111
職業訓練を行うとき	キャリア形成促進助成金	職業安定部職業対策課	059-226-2111
仕事と家庭の両立等を支援するとき	女性活躍加速化助成金 中小企業両立支援助成金	雇用環境・均等室	059-261-2978
労働時間、休日等を改善するとき	職場意識改善助成金	雇用環境・均等室	059-261-2978
喫煙室等の設備を設置するとき	受動喫煙防止対策助成金	雇用環境・均等室	059-261-2978
業務効率と賃金の改善を行うとき	業務改善助成金	雇用環境・均等室	059-261-2978

このほかにも、いろいろな支援制度や助成金などがあります。

- 従業員の採用や、求職活動などのご相談は → 各ハローワーク
- 労働条件などのご相談は → 各労働基準監督署
- 女性の活躍推進、育児・介護休業、パートタイム労働者の雇用管理に関するご相談は → 雇用環境・均等室

関係機関のご案内

■労働基準協会等

名 称	郵便番号・所在地	電話番号
(一社)三重労働基準協会連合会	〒514-0008 津市上浜町1-293-4 三重私学青少年会館1F	TEL 059-227-1051
(公社)全国労働基準関係団体連合会三重県支部	〒514-0008 津市上浜町1-293-4 三重私学青少年会館1F	TEL 059-227-1051
桑名労働基準協会	〒511-0068 桑名市中央町3-23 桑名シティホテル3F	TEL 0594-21-8341
(一社)四日市労働基準協会	〒510-0071 四日市市西浦1-1-10	TEL 059-353-3910
津労働基準協会	〒514-0004 津市栄町3-261 笠間ビル3F	TEL 059-227-3817
松阪労働基準協会	〒515-0814 松阪市久保田町173-8	TEL 0598-26-6022
伊勢労働基準協会	〒516-0037 伊勢市岩淵1-7-17 伊勢商工会議所2F	TEL 0596-24-6254
伊賀労働基準協会	〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1733-3	TEL 0595-21-3939
熊野尾鷲労働基準協会	〒519-4324 熊野市井戸町351-2 熊野建設業会館2F	TEL 0597-85-3489

■安全衛生行政関係団体

名 称	郵便番号・所在地	電話番号
(一社)三重労働基準協会連合会 ●中央労働災害防止協会三重県支部 ●三重THP推進連絡協議会	〒514-0008 津市上浜町1-293-4 三重私学青少年会館1F	TEL 059-227-1051
建設業労働災害防止協会三重県支部	〒514-0003 津市桜橋2-177-2 三重県建設産業会館内	TEL 059-227-5922
陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部	〒514-8515 津市桜橋3-53-11 三重県トラック会館内	TEL 059-225-0356
林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部	〒514-0003 津市桜橋1-104 三重県林業会館内	TEL 059-225-9014
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 四日市支部	〒510-0011 四日市市霞2-1-1 四日市第二港湾労働者福祉センター1F	TEL 059-340-6365
(一社)日本ボイラ協会三重支部	〒514-0006 津市広明町349-1 いけだビル4F	TEL 059-226-4895
(一社)日本クレーン協会三重支部	〒514-0131 津市あかつ台4-3-5	TEL 059-231-0010
(公社)建設荷役車両安全技術協会三重県支部	〒514-0009 津市羽所町601 アカツカビル4F	TEL 059-223-7177
(一社)日本ボイラ協会三重検査事務所	〒514-0006 津市広明町349-1 いけだビル4F	TEL 059-226-1312
(一社)日本クレーン協会三重検査事務所	〒514-0004 津市栄町3-127 茂木ビル2F	TEL 059-225-9391
(公社)日本作業環境測定協会東海支部三重分会	〒510-0575 四日市市午起2丁目4-18 (株)東海テクノ内	TEL 059-332-5122
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部	〒510-0071 四日市市西浦1-1-10 (一社)四日市労働基準協会内	TEL 059-353-3910
(独)労働者健康福祉機構 三重産業保健総合支援センター	〒514-0003 津市桜橋2-191-4 三重県医師会館5F	TEL 059-213-0711

■職業安定行政関係団体

名 称	郵便番号・所在地	電話番号
(公財)産業雇用安定センター三重事務所	〒514-0009 津市羽所町700 アスト津2F	TEL 059-225-5449
(公財)介護労働安定センター三重支所	〒514-0009 津市羽所町513 サンビルズ2F	TEL 059-225-5623
(公社)三重県シルバー人材センター連合会	〒514-0002 津市島崎町314 三重県島崎会館2F	TEL 059-221-6161
三重職業訓練支援センター	〒510-0943 四日市市西日野町4691	TEL 059-321-3171
三重障害者職業センター	〒514-0002 津市島崎町327-1	TEL 059-224-4726

■労働保険適用徴収関係団体

名 称	郵便番号・所在地	電話番号
(一社)全国労働保険事務組合連合会三重支部	〒514-0003 津市桜橋1-687	TEL 059-224-0034